

一般社団法人青梅市観光協会 定款(平成30年5月 一部変更)

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人青梅市観光協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、事務所を東京都青梅市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、青梅市及び周辺地域と連携し、青梅市の観光事業の振興を図り、地域経済の発展と文化の興隆に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 観光に関する調査研究
- (2) 観光に関する情報の収集及び刊行
- (3) 観光施設等の管理運営
- (4) 観光資源の保全及び開発
- (5) 観光に関するイベントの開催
- (6) 観光宣伝及び観光客の誘致
- (7) 特産品、土産品、酒類、観光用品等の宣伝及び販売、開発奨励
- (8) 東京都及び青梅市の観光行政への協力
- (9) 旅行業法に基づく旅行業
- (10) その他当法人の目的達成のために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(法人の構成員)

第7条 当法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正 会 員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 当法人の運営に必要な知識や経験を有する者で理事会の推薦と社員総会の承認を経た個人

(入会)

第8条 会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会届を提出することにより、入会の申込みを行うものとする。

2 入会は、理事会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これをその者に通知する。

(会費等)

第9条 会員は、当法人の事業活動に関し、経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において、当該会員に対し、当該社員総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。また、除名した会員には、その旨を通知することを要する。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条の支払いの義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡又は解散若しくは破産したとき。

第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 事業報告及び決算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3カ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。なお、社員総会は、社員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、予め理事会において決議した他の理事が理事会を招集する。
- 3 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 4 会長は、前項の規定による請求があったときは、4週間以内に社員総会を招集しなければならない。
- 5 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会日の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
 - 3 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の社員を代理人として決議を委任することができる。
 - 4 前項の規定によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。
(議事録)
- 第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名する。

第4章 役員等

(役員の設定)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上30名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、理事の中から副会長を10名以内、専務理事を1名置くことができる。
- 3 会長以外の理事のうち、副会長及び専務理事を法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 3 監事は当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐して当法人の業務を執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補充により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後において、理事については5名、監事については1名に満たなくなるときは、当該退任理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(顧問及び相談役)

第28条 当法人は、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、当法人の重要事項について会長の諮問に応ずる。

3 顧問及び相談役の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 顧問及び相談役は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

5 顧問及び相談役には、その職務に要する費用を弁償することができる。

6 顧問及び相談役に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が別に定める。

(幹事)

第29条 当法人は、幹事を置くことができる。

2 幹事は、当法人の庶務事項をつかさどる。

3 幹事の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 幹事は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

5 幹事に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が別に定める。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第32条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき。

(2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の議を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金)

第40条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 基金

(基金の拠出)

第44条 当法人は、社員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集等)

第45条 当法人は、基金の募集事項、申込み、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会が別に定める基金取扱規定による。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第46条 当法人の基金は、基金拠出契約において定める日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第47条 基金の返還は、定時社員総会の議決に基づき、法人法第141条第2項に規定する範囲内で行う。

第9章 事務局

(事務局)

- 第48条 当法人は、事務を処理するために、事務局を置く。
- 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
 - 事務局長は、理事会の承認を経て、会長が任免し、その他の職員は、会長が任免する。
 - 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が別に定める。

第10章 補 則

(委任)

- 第49条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が別に定める。

附 則

- この定款は、法人法に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 当法人の設立時の代表理事は、野寄正巳とする。
- 当法人の設立時の役員は、第22条の規定にかかわらず、次のとおりとする。
設立時理事(会長) 野寄 正巳
設立時理事(副会長) 小澤 徳郎、須崎 裕、青木 茂、
山際 達男、田辺 寛茂
設立時監事 山崎 定利
- 当法人の設立時の社員は、第8条の規定にかかわらず、次のとおりとする。
設立時社員 住 所 東京都青梅市駒木町3丁目522番地
氏 名 野寄 正巳
設立時社員 住 所 東京都青梅市河辺町8丁目13番地の4
氏 名 小澤 徳郎
- 当法人の設立時の入会金及び会費は、第9条の規定にかかわらず、別表1のとおりとする。
以上、一般社団法人青梅市観光協会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。なお、この定款に規定のない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。

平成22年3月16日

設立時社員 野 寄 正 巳
設立時社員 小 澤 徳 郎

別表1 設立時の入会金及び会費

会員の種別	入会金	会費(年)
正 会 員(個人)	0 円	一口 2,000 円
正 会 員(団体)	0 円	一口 2,000 円
賛助会員(個人)	0 円	一口 2,000 円
賛助会員(団体)	0 円	一口 2,000 円
特別会員(個人)	0 円	0 円